

生産行程管理業務規程

令和5年 2月 9日

1 作成者

住所（フリガナ）：オカヤマケンセ ト ウ チ シ オサフネチヨウヒ ガシスエ岡山県瀬戸内市長船町東須恵1373-5 カブシキガイシャ株式会社
オオマチナイ大町内

名称（フリガナ）：ビゼンクロカワ備前黒皮かぼちゃ シンコウキョウギカイ振興協議会

代表者（管理人）の氏名及び役職：会長 安達 勇治

ウェブサイトのアドレス：<https://council.bizen-kurokawa.com/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第1類 農産物類

区分に属する農林水産物等：野菜類（かぼちゃ）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：ビゼンクロカワ備前黒皮かぼちゃ、ビゼンクロカワカボチャ備前黒皮南瓜、Bizen Kurokawa Squash、
Bizen Kurokawa Kabocha

4 明細書の変更

備前黒皮かぼちゃ振興協議会（以下、「協議会」という。）は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号。以下「法」という。）第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

（1）構成員への周知・指導等

協議会は構成員である生産者に対し、明細書に記載された生産地・品種・栽培方法及び出荷規格の内容並びにこれらの遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導及び助言を行う。

ア 生産地の確認

生産者は「備前黒皮かぼちゃ生産計画書」（以下「生産計画書」という。）には場の所在地を記載し、協議会へ提出する。

協議会はその記載内容及び栽培期間中の現地調査により生産地を確認し「現地調査記録簿」（以下、「調査記録簿」という。）に記録し、「生産計画書」と共に保管する。

イ 品種の確認

「備前黒皮かぼちゃ」の種子は、協議会が管理するほ場で栽培・採種を行い、協議会事務局事務所にて種子を保存する。

生産者は、種子の配布を受ける前までに、配布希望数を「生産計画書」に記入し

協議会へ提出する。協議会は「生産計画書」による申請を受けて備前黒皮かぼちゃの種子を生産者に配付し、受領した「生産計画書」を記録として保管する。生産2年目以降は、生産者自らが増殖した種子を用いることもできるが、その場合生産者は、自家増殖種子の播種予定数を「生産計画書」に記載の上、播種前を目途に協議会に提出し、協議会は受領した「生産計画書」を記録として保管する。

協議会は栽培期間中に現地調査を実施し「備前黒皮かぼちゃ」であることを確認の上、「調査記録簿」に記録し保管する。また自家増殖種子を用いた生産である場合は、品質特性の劣化や混種・変異等の状態を合わせて確認する。現地調査により異常が確認された場合生産者は自家増殖を中止し、改めて協議会が管理する「備前黒皮かぼちゃ」の種子を用いて生産を行う。

ウ 栽培方法の確認

協議会は、栽培期間中に全ほ場を巡回して現地調査を行い、栽培方法が遵守されているか否かを確認して「調査記録簿」に記録し保管する。

エ 現地調査

ア～ウの現地調査については、それぞれ各項目毎に実施、又は複数の項目を網羅的に実施する場合があるが、少なくとも栽培期間中に1回以上実施する。

オ 出荷規格及び最終製品の確認

「備前黒皮かぼちゃ」の収穫及び選果は、協議会が定める基準に基づいて各生産者が行う。

生産者が協議会共同集荷場に出荷する際は、その出荷ごとに協議会が抽出検査を行い、出荷規格及び最終製品を確認し「備前黒皮かぼちゃ出荷管理表」（以下「出荷管理表」という。）に記録し保管する。個人出荷の際は、生産者が出荷日ごとに数量を「出荷管理表」に記録し保管する。

協議会は、出荷期間中1回は全個人出荷者に対し抽出検査を行い、出荷規格の遵守及び最終製品を確認し「調査記録簿」に記録し保管する。

(2) 手順の妥当性を見直す機会

協議会は、上記（1）により行う全生産者に対する栽培期間中の現地調査及び、個人出荷者に対する出荷期間中の抽出検査の際に「備前黒皮かぼちゃ」の生産地・品種・栽培方法及び出荷規格の遵守状況を確認、その結果の記録、生産及び出荷の実態と記録の照合等により、上記ア～オの手順が妥当かどうかを検証する。

6 明細書適合性の指導

協議会は、構成員が明細書に記載された生産の方法の各基準のいずれかを満たしていないと疑われる場合には、当該生産者に対し、基準を満たすよう是正を指導する。なお、指導を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、当該生産者に対し「備前黒皮かぼちゃ」としての出荷を禁止する。

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

協議会は、5の（1）の周知の際、法第2条第3項に規定する地理的表示である「備前黒皮かぼちゃ、備前黒皮南瓜、Bizen Kurokawa Squash、Bizen Kurokawa Kabocha」（以下「備前黒皮かぼちゃ」という。）の表示及び法第4条に規定する登録標章（以下「GIマーク」という。）の使用に係る以下の内容について周知する。

- (1) 明細書に記載されている各基準をいずれも満たしたカボチャにのみ、「備前黒皮かぼちゃ」の表示及び GI マークの使用が可能であること
- (2) GI マークを使用する場合は、「備前黒皮かぼちゃ」の表示と併せて使用すること
- (3) GI マークは、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則（平成27年農林水産省令第58号）第4条の規定に基づき定められたデザインとすること

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

協議会は、地理的表示である「備前黒皮かぼちゃ」の表示及び GI マーク（以下「地理的表示等」という。）の使用に係る違反が判明した場合には、違反した構成員に対し指導、警告等を行う。なお、協議会の警告等に従わなかった場合には、当該構成員に対し、地理的表示等の使用を禁止できるものとする。

9 重大な違反が判明した場合の報告

協議会は、上記6及び8に関して、「備前黒皮かぼちゃ」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明した場合は、特定農林水産物等審査要領（平成31年1月31日付け30食産第4245号食料産業局長通知）の別紙報告書により、速やかに農林水産大臣に報告する。

10 資料の保存

次の資料を、作成日又は取得日から5年間、保存するものとする。

- (1) 個人出荷者
 - ・ 出荷情報を記録した「出荷管理表」
- (2) 協議会共同集荷場
 - ・ 出荷情報及び検査結果を記録した「出荷管理表」
- (3) 備前黒皮かぼちゃ振興協議会
 - ・ 生産地及び種子数量を記録した「生産計画書」
 - ・ 現地調査の結果を記録した「調査記録簿」
 - ・ 明細書に適合した生産が行われていないこと又は地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合
 - ア その事実を裏付ける資料
 - イ その事実が判明するに至った経緯及び協議会が行った指導等の記録

11 連絡先

